

子どもをめぐる今日的課題と条例及び推進計画の対応について

1 市子どもの権利に関する条例での対応

本条例は、前文、7つの章、26の条で構成しており、その中で今日的課題（虐待、いじめ、貧困等）へ対応している箇所（条文）は、3つの章、7つの条である。

- 1 第2章 子どもにとって大切な権利と普及
 - (1) 第4条(大切な権利)
- 2 第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援
 - (1) 第7条(子どもの安全と安心)
 - (2) 第8条(家庭における権利の保障と支援)
 - (3) 第9条(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)
 - (4) 第10条(地域における権利の保障と支援)
- 3 第5章 子どもの相談・救済
 - (1) 第15条(相談と救済)
 - (2) 第16条(子どもの権利擁護委員)

※ 対応箇所の条文詳細は、資料4-1参照

2 市子どもにやさしいまちづくり推進計画での対応

本計画は、7の施策の方向、16の推進施策、95の主な取組みを掲げており、その中で今日的課題へ対応している箇所は、4の施策の方向、8の推進施策、30の主な取組み、111の事業である。

- 1 施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切にす環境づくり
 - (1) 推進施策1 子どものいのちを守り、大切にす環境づくり
- 2 施策の方向3 「子どもの相談・救済の充実」
 - (1) 推進施策1 「子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実
 - (2) 推進施策2 「子どもの権利に関する相談機関の充実」
- 3 施策の方向6 「子どもが地域等で健やかに成長するための支援」
 - (1) 推進施策1 「子どもが主語となる活動ができる地域づくり」
 - (2) 推進施策2 「地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり」
- 4 施策の方向7 「子どもの育ちや子育てへの支援」
 - (1) 推進施策1 「子どもの再挑戦のための環境づくり」
 - (2) 推進施策2 「子育て支援者への支援」
 - (3) 推進施策3 「子育て支援のための環境づくり」

※ 対応箇所の計画詳細は、資料4-2参照

松本市子どもの権利に関する条例と今日的課題

【条文抜粋】

○第 2 章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第 4 条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

○第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第 7 条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第 8 条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第 9 条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第 10 条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心し

て過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

○第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

子どもにやさしいまちづくり推進計画と今日的課題（いじめ、虐待、貧困）について

施策の方向1「子どものいのちと健康を守り、大切に作る環境づくり」

①推進施策	②計画推進の検証 (中間報告)	推進計画(施策) 【主な取組み】	行動計画 (事業名)	事業概要	H29実施事業量	担当課
		推進施策1「子どものいのちを守り、大切に作る環境づくり」				
推進施策1「子どものいのちを守り、大切に作る環境づくり」 かけがえのないいのちを大切にする学習を通して、子どものいのちを守る取組みを推進します。 (条例第7条)		【1-1-6】 いじめや不登校に関わる指導・助言・相談を行うための適応指導・学習指導改善教員の拡充を図ります。	きめ細やかな指導の充実	小学校適応指導・学習指導改善教員、中学校適応指導・学力向上推進教員等の配置、中間教室の設置、日本語を母国語としない児童生徒の支援をします。	【自立支援教員配置】 小学校13校に13名、中学校15校に、16名 【不登校支援アドバイザーによる学校訪問・支援】 学校訪問回数 小学校130回、中学校92回 訪問面談(校長、教頭、担任、保護者等)222回、授業参観799回、中間教室・はぐルッポ・児童センター訪問43回 【スクールソーシャルワーカーの派遣】 学校訪問 小学校19回、中学校23回/支援会議 小学校3回、中学校7回/教育相談7回	学校指導課
			特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置、「ふれあい教育展」充実のための運営支援をします。	【ふれあい教育展の実施】 年1回 【特別支援学級数】 市内小中学校135学級	学校指導課
		【1-1-8】 育児相談等を通して知り得た情報について、必要に応じて、関係機関(児童相談所等)と連携し、子どものいのちを守ります。	母子関連機関との連携	育児不安を解消し、健全な子育てができるよう、関係機関との連携を行い、育児支援、相談等を行います。	【他市町村・医療機関の連絡数】 616件	健康づくり課
		【1-1-9】 多くの子どもの心に寄り添えるように、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談体制を強化します。	「こころの鈴」の相談体制の強化	子どもの権利擁護委員を置き、子どもの権利侵害に対して、救済、回復を支援します。相談に応じ、必要がある場合は調整などを行います。	【相談件数】 延395件	こども育成課
		【1-1-10】 子どもの安全な暮らしを守るため、住環境、交通環境等を整えるとともに、危機意識を持って防災・減災の取組みを推進します	子どもを守るパトロール	「子どもを守るパトロールカー巡視中」のステッカーを公用車両、学校及びPTA車両に貼付し犯罪の抑止効果を図り、緊急時等の連絡体制を警察署、関係機関と連携して地域で一体となり防犯制の一層の強化を図ります。	【ステッカー数】 33校(公用車両)	学校教育課
			防犯ブザーの配布	子どもを犯罪から守るために新一年生に防犯ブザーを配布します。子どもを守る地域の会等地域の組織づくりを行い、地域ぐるみで子どもを守る取組みを実施します。	【防犯ブザー】 新小学1年生全員に配布 ※「SBCこども未来プロジェクト」の全面協力により全小学校へ配布	学校教育課

子どもにやさしいまちづくり推進計画と今日的課題（いじめ、虐待、貧困）について

施策の方向3「子どもの相談・救済の充実」

①推進施策	②計画推進の検証 (中間報告)	推進計画(施策) 【主な取組み】	行動計画 (事業名)	事業概要	H29実施事業量	担当課
		推進施策1「子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実」				
推進施策1「子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実」 「こころの鈴」について、子ども、及び子どもに関わるおとなが安心して相談できる体制や環境整備を進めるとともに、学校や児童福祉施設でわかりやすく効果的な普及・啓発に取り組みます。 推進施策2「子どもの権利に関する相談機関の充実」 現在行われている子どもの権利に関する相談機関を充実するとともに、「こころの鈴」との連携を図り、子どもが安心して相談でき、効果的に救済されるように支援します。 (条例第15条、第16条)	(1)先進地の研修や近隣他市との意見交換を行い、さらなる相談室の質の向上に努めること。 (2)学校指導課やこども福祉課など、関係機関との担当者会議を定期的開催するとともに、児童センター、子どもの居場所職員との連携を密にすること。	【3-1-1】 子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談体制を強化し、相談救済の質の向上を図ります。て相談でき、効果的に救済されるように支援します。 【3-1-2】 「こころの鈴」について、子どもにわかりやすい方法(カード、シール等)で知らせるとともに、保護者や教職員等にも広報します。 【3-1-3】 「こころの鈴」の広報のため、こころの鈴ニュースを配付します。 【3-1-5】 「こころの鈴」の職員が児童センター等の児童福祉施設等で交流し、相談を受けます。 【3-2-6】 相談機関の職員向けの子どもの権利に関する研修や「こころの鈴」の活動報告を通して、市内や県内相談機関と「こころの鈴」の連携を図ります。	「こころの鈴」の運営	・子どもの権利擁護委員及び、調査相談員を置き、子どもの権利侵害に対して、救済、回復を支援します。 ・相談に応じ、必要がある場合は調整などを行います。 ・研修を行い、救済・相談の質の向上を図ります。 ・こころの鈴相談室カード、こころの鈴ニュースを作成し、配付します。 ・相談員が児童センター等を訪問し、周知を行います。 ・こころの鈴の活動報告等を通じて、相談機関との連携を図ります。	【相談件数】延395件	こども育成課
		【3-1-4】 子どもの相談・救済について、寸劇やワークショップを交えたわかりやすい講演会や学習会等を実施します。	子どもの相談救済学習会	子どもの相談救済に関する学習会を開催します。	児童センターでの学習会 6回開催 (こころの鈴出前講座と合わせて実施) 市内3箇所のセンターで各2回、子どもの権利に関する紙芝居や寸劇を実施	こども育成課
		【3-1-6】 子どもの権利擁護委員が学校等で子どもの権利について講演会や授業を行うこと等により「こころの鈴」につなげる活動を推進します。	子どもの権利擁護委員による講演会	子どもの権利擁護委員が学校等で子どもの権利について講演会や授業等を行います。	1回(「松本子どもの権利の日」市民フォーラム)	こども育成課

子どもにやさしいまちづくり推進計画と今日的課題（いじめ、虐待、貧困）について

施策の方向3「子どもの相談・救済の充実」

①推進施策	②計画推進の検証 (中間報告)	③今日的課題への対応（いじめ、虐待、貧困）				
		推進計画（施策） 【主な取組み】	行動計画 (事業名)	事業概要	H29実施事業量	担当課
推進施策1「子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実」 「こころの鈴」について、子ども、及び子どもに関わるおとなが安心して相談できる体制や環境整備を進めるとともに、学校や児童福祉施設でわかりやすく効果的な普及・啓発に取り組みます。 推進施策2「子どもの権利に関する相談機関の充実」 現在行われている子どもの権利に関する相談機関を充実するとともに、「こころの鈴」との連携を図り、子どもが安心して相談でき、効果的に救済されるように支援します。 (条例第15条、第16条)	(1)先進地の研修や近隣他市との意見交換を行い、さらなる相談室の質の向上に努めること。 (2)学校指導課やこども福祉課など、関係機関との担当者会議を定期的開催するとともに、児童センター、子どもの居場所職員との連携を密にすること。	推進施策2「子どもの権利に関する相談機関の充実」				
		【3-2-1】 まちかど保健室、青少年相談等、子どもの相談をより充実します。	まちかど保健室	心や体に不安を抱える中・高校生の相談に応じます。	【相談件数】延141件	こども育成課
			青少年相談	青少年の相談に応じます。	【相談件数】延6件	こども育成課
		【3-2-2】 児童虐待や子どもの育ちについての相談をより充実します。	児童虐待相談事業	児童虐待通報の受付、児童の安全確認等初期調査を行い、児童相談所との連携をします。ケースの継続的な関わり、支援を行います。	【虐待通告件数】47件（うち、虐待ケース71件）	こども福祉課
			家庭児童相談室事業	家庭における児童の全般的相談を行います。	【相談件数】444件	こども福祉課
			教育相談員等の活用事業	子どもの発達・就学・教育に関する相談や指導助言等を行います。	【教育相談員の配置】4名	こども福祉課
			児童虐待防止連絡事業	児童虐待防止のため松本市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携を図ります。	【代表者会議】1回 【実務者会議】8回（うち、特定妊婦支援会議4回）	こども福祉課
			保育園での相談事業	保育園に通っている子どもの保護者または地域の子育て中の保護者の相談を実施します。	【実施園数】全園実施	保育課
		【3-2-3】 学校で思春期に大切な教育や教育相談を実施します。また、心の相談の専門家を配置します。	喫煙や薬物等に関する教育、思春期における心の問題への対応	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。	各学校において思春期に大切な教育、教育相談を実施 市教委としてスクールソーシャルワーカー1名を活用	学校指導課
		【3-2-4】 女性センターでの子育てや学校での問題についての相談をより充実します。	女性センター相談事業	・面接及び電話による、人間関係・子育て・発達障害・小中学生問題等の相談 ・キッズコーナーでの子育て中の母親の相談 ・子どもの相談窓口を警戒する青少年の相談（友人、学校関係等）	【相談件数】528件 面接相談：225件 電話相談：120件 育児相談：96件 法律相談（女性弁護士）：87件	人権・男女共生課
【3-2-5】 学校における保健室の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの相談をより充実します。	相談体制の強化	保健室に相談に来やすいように掲示をするとともに、相談に来た生徒については十分に時間を取って相談にのるよう努める。また、相談のあった事案について、必要な場合は県費スクールカウンセラーの活用も視野に支援していく。	各校において、保健室、校長室、職員室などに相談しやすいよう掲示 相談事案で必要な場合は、県費スクールソーシャルワーカーを活用	学校指導課		
【3-2-6】 相談機関の職員向けの子どもの権利に関する研修や「こころの鈴」の活動報告を通して、市内や県内相談機関と「こころの鈴」の連携を図ります。	「こころの鈴」の運営（再掲）			こども育成課		

子どもにやさしいまちづくり推進計画と今日的課題（いじめ、虐待、貧困）について

施策の方向6「子どもが地域等で健やかに成長するための支援」

①推進施策	②計画推進の検証 (中間報告)	③今日的課題への対応（いじめ、虐待、貧困）				
		推進計画（施策） 【主な取組み】	行動計画 (事業名)	事業概要	H29実施事業量	担当課
推進施策1「子どもが主語となる活動ができる地域づくり」 子どもと地域の交流事業により、地域と子どものつながりをつくとともに、子どもが主語となる活動を地域で受け止め、促進するようにします。また、そのことを通して、地域全体が遊びや学びの場になるように努めます。 推進施策2「地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり」 子どもの権利の実現に向けて、地域全体で取り組むしくみづくりを進めるとともに、子どもの抱える個別の課題について地区団体や職員が連携して取り組みます。 (条例第10条)		推進施策1「子どもが主語となる活動ができる地域づくり」				
		【6-1-2】 子どもとおとなが家庭や地域等において、積極的に関わりを持ち、活動する「まつもと子どもスマイル運動」を推進します。	まつもと子どもスマイル運動	スマイルバンドやポスター等をとおして「まつもと子どもスマイル運動」を推進します。	【スマイルバンドの登録者】 7,000人	こども育成課
		【6-1-5】 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む「学校サポート事業」の充実を図ります。	学校サポート（学校応援団）事業	35地区の公民館職員が学校と地域のコーディネーター役となり、地域の多様な人材による「学校応援団」を組織し学習・部活動、安心・安全、環境整備などの事業を展開します。	35地区公民館で実施 松本市校長会と松本市公民館長会との 合同研修会、懇談会を実施	生涯学習課・中央公民館
		推進施策2「地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり」				
		【6-2-3】 地区で地域住民を対象に、子どもの権利に関する学習支援を行います。	子どもの権利に関する講座	子どもの権利について、保護者や町会、関係団体に出向いて講座を行います。	児童センターでの学習会 6回開催 (こころの鈴出前講座と合わせて実施) 市内3箇所のセンターで各2回、子どもの権利に関する紙芝居や寸劇を実施(子どもへの周知チラシを通し、保護者にも周知)	こども育成課
		【6-2-4】 地区で子どもに関わるおとなや関係者が、子どもの課題について話し合う機会を設けるとともに、その課題の解決に向けて、子ども、おとな、関係者が協力して取り組みます。	放課後の子どもたち学習会	子どもの権利や子どもをとりまく現状・課題について、月1回程度の学習会を開催します。	年12回学習会を開催	生涯学習課・中央公民館

子どもにやさしいまちづくり推進計画と今日的課題（いじめ、虐待、貧困）について

施策の方向7「子どもの育ちや子育てへの支援」

①推進施策	②計画推進の検証 (中間報告)	③今日的課題への対応（いじめ、虐待、貧困）				
		推進計画（施策） 【主な取組み】	行動計画 (事業名)	事業概要	H29実施事業量	担当課
推進施策1「子どもの再挑戦のための環境づくり」 子どもの思いや意見を大切にしながら、子どもが何度でも挑戦できるような環境づくりを進めます。 推進施策2「子育て支援者への支援」 子どもの抱える課題で、専門的な知識が必要とされるものについて、行政は積極的な支援を行うとともに、子育て支援をより充実します。 推進施策3「子育て支援のための環境づくり」 次世代育成支援行動計画に基づいた子育て支援に加え、子どもに関わる職員向けに子どもの権利についての学習機会を設けたり、学校をサポートする体制を促進したりする等、子育て支援のための環境づくりを推進します。 (条例第8条、第9条)		推進施策1「子どもの再挑戦のための環境づくり」				
		【7-1-1】 社会的支援が必要な子どもが学習支援を受けられるようにNPOや地域等との連携を図ります。	社会的支援が必要な子どもへの支援団体との連携	社会的支援が必要な子どもへの支援団体と交流を図ります。	実施準備	こども育成課
		推進施策2「子育て支援者への支援」				
		【7-2-5】 子育てネットワークを通して、参加団体における子どもの自己肯定感を高める取組みを推進します。	子育て支援ネットワークづくり	子育て支援団体等に呼びかけて、子育てに関する学習会や交流会を開催します。	【研修会】6回 【HP掲載団体数】 子育てサークル：16団体 子育て支援団体：23団体	こども育成課
		【7-2-6】 「こころの鈴」において、保護者や子どもに関わるおとなが相談しやすくなる運営に努めます。	「こころの鈴」の運営（再掲）			こども育成課
		推進施策3「子育て支援のための環境づくり」				
		【7-3-1】 保健師、保育士等、子育て支援に関わる職員向けに子どもの権利についての学習支援を行います。	子育て支援に関わる職員への学習支援	子育て支援に関わる職員を対象とした研修会を開催します。	実施準備	こども育成課
		【7-3-2】 PTAや教職員向けに子どもの権利についての学習支援を行います。	教員の資質向上	学校内における研修活動の一層の活性化を図るため、各種研修会への積極的な参加を奨励します。	夏期休業中の市教委研修会への参加者 ：1088名	学校指導課
		【7-3-3】 教職員に対する支援（医師、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援）体制の充実を図ります。	医療機関との連携による教育相談	精神科医師による不登校、いじめ等で問題を抱える児童・保護者を対象とした相談支援をし、市のスクールソーシャルワーカーが追跡支援、医療との連携に係わる支援を行う。	【医師による教育相談（元気アップ教育相談）】 宮坂医師担当：5月19日、9月22日、12月1日、2月2日 東医師担当：6月28日、10月25日、1月24日	学校指導課
		【7-3-4】 地域で学校を支援するように、学校サポートの体制を整備します。	学校サポート（学校応援団）事業	35地区の公民館職員が学校と地域のコーディネーター役となり、地域の多様な人材による「学校応援団」を組織し学習・部活動、安心・安全、環境整備などの事業を展開します。	随時（35地区公民館）	生涯学習課・中央公民館
	【7-3-5】 子どもの権利について支援し、コーディネートする市民サポーター（つなぎ役）を育成します。	子どもの権利事業サポーター養成	子どもの権利事業を支援する大学生サポーター、市民ボランティアを養成します。	実施準備	こども育成課	
	【7-3-6】 次世代育成支援行動計画や松本市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、安心して子育てができるように保護者を支援します。特に、ひとり親家庭への支援を強化します。			全79事業実施		